

■ネパール本邦研修を実施しました

令和5（2023）年3月9日（木）から同月18日（土）までの間、独立行政法人国際協力機構（JICA）東京センター等において、ネパール本邦研修を実施しました。

ネパールにおいては、2017年に成立した民法典の普及や改正の議論の支援を目的として、JICAがネパールの法・司法・議会省と共に活動しており、法務省はこれに協力しています。

これまで、日本の民法学者を中心としたメンバーで構成された民法改正支援アドバイザーグループの各委員が、不法行為法、国家賠償法、家族法、契約法及び財産法の分野について知見を提供し、民法典の課題について議論等を行ってきました。

今般、ネパール側から、日本側アドバイザーグループの各委員と集中的に議論するとともに、日本の実務を見聞して、民法典の課題や実務の改善点を特定し、今後の方針を具体的に策定したいとの要望が出されました。

そこで、今回、ネパール最高裁判所判事、ネパール法律委員会次官等の合計15名を日本に招き、「民法改正及び運用改善」をテーマに研修を実施しました。

研修では、民法改正支援アドバイザーグループ委員である松尾弘慶應義塾大学大学院教授、南方暁新潟大学名誉教授、木原浩之亜細亜大学教授及び森永太郎国連アジア極東犯罪防止研修所所長から、財産法、家族法、不法行為法及び国家賠償責任の合計4つのテーマについてそれぞれ講義を実施していただきました。

加えて、東京地方裁判所、東京法務局及び法テラス（外国人在留支援センター内）の訪問見学を実施したほか、上富敏伸法務総合研究所長への表敬訪問を行いました。

講義では、多くの参加者が、日本とネパールにおける民法の考え方の相違等について、活発に質問していました。



【意見交換の様子】



【参加者と一緒になれんが棟を背景に記念撮影】



【修了式後の記念撮影】

参加者からは、「将来民法典を改正する上で有益なことを学ぶことができた。」
「日本の民法の考え方は民法典の運用を改善する上で参考になった。」旨の感想
が聞かれました。

本研修に多大なる御協力をいただいた講師の方々、訪問先機関の方々を始め
とする関係者の皆様に、心より御礼申し上げます。